

京都市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、職員全員がいきいきと働くことができる環境整備をおこなうとともに、すべての職員が仕事と生活の調和を図り働きやすいと実感できる雇用環境の整備に取り組むため、行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

2. 行動計画・目標

(1) 子育てを支援する制度の周知

仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていくために、子育てを支援する制度について、多様なツールを利用して全職員に周知を図ります。

《実施計画》

令和2年度以降 職員研修の実施、グループウェア等を活用した周知・啓発

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりである出産時から、父親が積極的に参加する子育てをスタートできるよう、出生時における休暇（育児参加休務、出産補助休務）の取得を促進します。

【目標1】子どもの出生時における父親の5日間以上の連続休暇の取得率を50%以上とする。

《実施計画》

令和2年度以降 出産補助休務、育児参加休務等についての研修や電子給与明細ツール等を活用した周知、啓発

(3) 育児休業の取得促進

育児休業の取得を希望する対象者は全員が取得できるよう、育児休業に関する情報を提供し、業務遂行体制の確保に努め、育児休業の取得を促進します。

【目標2】育児休業の取得人数（取得率）を、男性3名以上、女性90%以上とする。

《実施計画》

令和2年度以降 男性職員の育児休業取得に向けて、研修や電子給与明細ツール、グループウェア等を活用した周知・啓発

(4) 時間外勤務の削減・制限、育児・介護短時間勤務取得等の促進

すべての職員が子どもや家族との時間を持てるよう、時間外勤務の削減・制限、育児・介護短時間勤務取得等を促進します。

《実施計画》

令和2年度以降

- ・ノー残業デー、B勤（夜間帯を含む勤務）や早出・遅出勤務の周知、育児・介護短時間勤務、育児・介護休務等についての研修や電子給与明細ツール、グループウェア等を活用した周知・啓発
- ・毎月、一定時間残業した場合には総務部へ報告

(5) 子の看護のための休務の取得促進

職員の子どもの急病など予測ができない事態が発生したとき、当該職員が子の看護ができるよう速やかに業務遂行体制の確保に努め、同職員の休務の取得を促進します。

《実施計画》

令和2年度以降 管理職研修の随時実施、電子給与明細ツール、グループウェア等を活用した周知・啓発

(6) 子どもに関する地域活動への貢献

地域ぐるみの子育てを支援する社協として、職員自身が地域における子どもに関する活動に積極的に参加するよう働きかけます。

《実施計画》

令和2年度以降 電子給与明細ツール、グループウェア等を活用した啓発、活動を行った部署からの活動報告の提出